

平成26年度「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」の入札結果及び再度公告入札に向けた入札実施要項の見直しについて

法務省入国管理局

1 経緯

(1) 入札手続

ア 東京入国管理局

(ア) 入札公告	平成25年10月22日	
(イ) 入札説明会	平成25年10月29日	
(ウ) 提案書提出期限	平成25年11月18日	
(エ) 開札	平成26年 1月 8日	※不調
(オ) 入札参加者数	5者	
(カ) 入札回数	3回	

イ 名古屋入国管理局

(ア) 入札公告	平成25年10月30日	
(イ) 入札説明会	平成25年11月15日	
(ウ) 提案書提出期限	平成25年12月 3日	
(エ) 開札	平成26年 1月10日	※不調
(オ) 入札参加者数	3者	
(カ) 入札回数	2回	

ウ 大阪入国管理局

(ア) 入札公告	平成25年10月25日	
(イ) 入札説明会	平成25年11月 7日	
(ウ) 提案書提出期限	平成25年11月29日	
(エ) 開札	平成26年 1月 9日	※不調
(オ) 入札参加者数	3者	
(カ) 入札回数	2回	

(2) 結果

「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」の民間競争入札については、上記日程で実施したところ、複数回の再度入札を実施しても予定価格の制限に達する応札がなかったことから、入札不調となったものである。

また、入札後、入札参加者に対して不落随契による交渉の可否を確認したところ、これ以上の価格交渉は困難であるとの回答を受けた。

なお、本業務に係る予算は複数年契約を前提とした国庫債務負担行為を活用しており、予算額を超えて契約することは会計法令上、認められないため、今後契約締結の見通しが立たない状況となっている。

2 再度公告入札に向けた見直し

上記の経緯を踏まえた結果、予算額の範囲では受託業者の選定は困難であることから、委託業務の縮小を図り所要経費を削減するため、東京入国管理局における委託業務のうち、プレチェック業務については委託範囲に含めないこととし、入札実施要項から削除することとしたい。

なお、プレチェック業務については、東京入国管理局において効率的に窓口業務を実施するための方策の一つとして導入したものであり、プレチェック業務を削除しても「公共サービス改革基本方針」に掲げられた市場化テストとして実施すべき事業内容に影響を及ぼさないものと考えている。

また、今後、当該業務については、一般的な行政サービス向上の観点から必要に応じて国側で実施することとしている。